

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第644号 平成25年11月18日

秘密情報は誰のモノ？（1）

皆さんもご案内の通り、現在国会では「特定秘密保護法案」が審議されています。

既に、賛否様々な議論が展開されていますが、皆さんはどの様にお考えでしょうか。「特定秘密保護」といわれても良く分からない、というのが本音かもしれませんね。

我が国では、公務員には守秘義務が課せられており、秘密情報を漏らす事は法律（国家公務員法・地方公務員法）で禁止されています。にもかかわらず、諸外国からは、日本は「スパイ天国」と揶揄されて来ました。その要因には、公務員の情報管理に対する認識の甘さがある事は否定出来ませんが、同時に、守秘義務に違反した場合の処分の軽さも大きいといわれています。例えば、国家公務員が守秘義務に違反して国家機密を漏らしても、その罰則は「1年以下の懲役、又は50万円以下の罰金」という軽いものであり、情報漏えいに対する抑止力とはいえない様です。

国際政治アナリストの菅原出氏は「本来独立した国家として、自ら考え判断して行動するための情報を収集・分析する活動（インテリジェンス）と、秘密情報の漏えいを防止する防ちよう（カウンターインテリジェンス）はコインの裏表であり、両方とも不可欠な機能である」と述べていますが、安倍政権が、日本版NSC（国家安全保障会議）の設置と並行して「特定秘密保護法案」を成立させようとしているのも、そうした考えに基づくものだろうと思います。

一方、この「特定秘密保護法案」に反対する人々は、国民の知る権利が損なわれ、民主主義を危うくすると主張しており、そうした懸念を持つ方も又多い様に思われます。

こうした中、評論家の大宅映子氏は、「特定秘密保護法案」を巡る議論が神学論争になりつつある現状を憂え、「どちらが正しくて、どちらが誤りだという事柄ではない。はじめから賛成、反対ではなく、同じテーブルで論じることが大切」と述べています（11月8日付北海道新聞）。

そこで、政府が提案している「特定秘密保護法案」とは如何なるものか、その概要を見て置きましょう。

- 政府が指定する特定秘密とは
漏えいが国の安全保障に著しい支障を与える恐れがあるため、特に秘匿が必要な情報
- 特定秘密の指定期間
指定の有効期間は5年で、更新が可能
指定期間が30年を超えるときは、内閣の承認が必要
- 特定秘密の指定等の運用基準
特定機密の指定と解除、適正評価の実施に関し、統一的な運用基準を定める基準を定めたり変更したりする時は、公文書管理等に関する有識者から意見を聞く
- 国民の知る権利との関係
国民の知る権利や報道の自由については、十分配慮する
- 罰則
公務員が特定機密を漏らしたときは、10年以下の懲役
不正な行為により特定秘密を取得した者は、10年以下の懲役（情状により、10年以下の懲役及び1千万円以下の罰金）
特定秘密の漏えいを教唆、扇動した者は、5年以下の懲役

罰則を見ると、現行の国家公務員法等と比較してかなり厳しい内容となっていますので、情報漏えいに対する抑止機能は向上すると思います。（塾頭：吉田 洋一）